



日本薬剤疫学会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、日本薬剤疫学会 (Japanese Society for Pharmacoepidemiology :略称JSPE)と称する。
- 第2条 本会は、〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル 5階に置く。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、薬剤疫学領域の研究発展およびその成果の普及を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、その目的のため次の事業を行う。
- 1) 会誌の発行
 - 2) 学術総会の開催
 - 3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

- 第5条 会員は、広く薬剤疫学に関心を持ち、第2章の「目的および事業」に賛同する者をもって構成する。
- 第6条 会員は、会誌の配布を受け、また学術総会および会誌に研究成果を発表することができる。
- 第7条 会員になろうとする者は、所定の手続きを行い、年会費を添えて事務局に申し込まなければならない。ただし、第9条第5項に定める名誉会員を除く。
- 第8条 前項で規定する会員は、別に定める年会費を各会計年度の初めに納入する。ただし、既納の年会費は返還しない。
- 第9条 会員は、正会員、学生会員、賛助会員および名誉会員の4種類とする。
- 2 正会員とは学生会員以外の個人会員をいう。
 - 3 学生会員とは、大学または大学院に在籍する個人会員をいう。
ただし、在籍しなくなった場合は、第7条の手続きを経て正会員になることができる。
 - 4 賛助会員は、団体会員をいう。
 - 5 名誉会員とは、本会に著しい功勞のあった会員であって理事会が推薦し理事長が委嘱する者をいう。終身の会員とする。
- 第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。
- 1) 本人より退会の申し出があり、所定の退会届が提出されたとき
 - 2) 年会費を2年を超えて滞納したとき
 - 3) 個人会員が死亡または賛助会員の団体が解散したとき
 - 4) 本会則に違反し、あるいは本会の名誉および信用を著しく傷つけたと判断されるような行為があり、評議員会において除名決議がなされたとき

第4章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- 評議員 若干名
- 理事 若干名
- 監事 2名
- 学術総会会長 1名

2 理事のうち一人を理事長,一人を副理事長とする。

第12条 評議員および監事は,正会員から別に定める方法により選出する。

- 2 理事は,評議員会において選出する。
- 3 理事は,互選により理事長1名を選任し,理事長は,副理事長1名を指名する。
- 4 評議員および監事は,相互にこれを兼ねることはできない。

第13条 評議員は,評議員会を構成し本会の運営に必要な事項を審議決定する。

- 2 理事は,理事会を構成し本会の重要な事項を審議し,会務を執行する。
- 3 理事長は,本会を代表し会務を掌理する。
- 4 副理事長は,理事長を補佐し,理事長に事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。
- 5 監事は,会計および会務の執行を監査する。また,評議員会および理事会に出席し意見を述べることができる。
- 6 学術総会会長は,学術総会を主宰する。

第14条 役員(学術総会会長を除く)の任期は,2年とする。ただし,再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選出された役員は,前任者または現在者の残任期間とする。

第7章 総会

第24条 総会は,正会員,学生会員および名誉会員をもって構成する。

第25条 総会は,毎年1回開催する。

第26条 理事長は総会を招集し,議長を務める。

第27条 理事長および委員会を代表する者は,総会において次の事項を報告する。

- 1) 事業計画および予算
- 2) 事業報告および決算
- 3) 役員を選出および選任
- 4) その他本会の運営についての事項

第8章 常設委員会

第28条 本会に,常設委員を置く。

- 2 常設委員は,正会員および学生会員のうちから,理事会の推せんにより理事長が委嘱する。
- 3 常設委員は,常設委員会を組織し,理事会の命を受け,第4条に基づく事業のうち定常的に処理するものについて企画,調整,実践する。



- 4 前各項に定めるもののほか,常設委員会の運営に関し必要な事項は,理事会で定める.
- 5 常設委員の任期は2年とする. ただし,再任を妨げない.

第9章 専門委員会

- 第29条 本会に,専門委員を置く.
- 2 専門委員は,次のいずれかとする.
 - 1) 正会員および学生会員のうちから理事会が推せんするもの
 - 2) 特別の事項に関して学識経験のあるものであって理事会が推せんするもの
 - 3) 本会以外の団体が推せんする当該団体会員であって理事会が同意するもの
 - 3 専門委員は,専門委員会を組織し,理事会の命を受け,第4条に基づく事業のうち随時処理するものについて企画,調整,実践する.
 - 4 前各項に定めるもののほか,専門委員会の運営に関し必要な事項は,理事会で定める.
 - 5 本条に定める第2項第1号および第2号の専門委員の任期は第3項の事業が完結するときまでとする.

第10章 学術総会

- 第30条 我が国における薬剤疫学の理解と普及のため,第4条第1項第2号に定める学術総会を毎年1回開催する.
- 第31条 学術総会は,理事会の推薦に基づき評議員会が正会員から選出する学術総会会長が主宰する.
- 第32条 前条に定める学術総会会長は,必要な組織を置き学術総会を企画,準備並びに実施する.
- 第33条 第32条に定める学術総会会長は,学術総会終了後可及的速やかに会計に関し理事会に報告する.

第11章 事務局

- 第34条 本会の事務を処理するため,事務局を設置し,職員を置く.
- 2 理事長は,事務局の業務を統括する事務局長を置くことができる.
 - 3 理事長は,事務局長を正会員から選出し,委嘱する.
 - 4 事務局長は,理事長の指示により評議員会,理事会または委員会に出席することができる.

第12章 会計

- 第35条 本会の経費は,年会費およびその他の収入をもってこれに当てる.
- 第36条 理事長は,毎会計年度,事業計画および予算並びに事業報告および決算を評議員会に諮り,その承認を得なければならない.
- 第37条 本会の会計年度は,毎年10月1日に始まり,翌年9月30日に終わる.

第 13 章 その他

第 38 条 役員および委員には、別に定める規定により交通費を支払うことができる。

附 則

1 本会則は、1995 年 7 月 15 日より施行する。

1995 年 12 月 2 日	改訂
1996 年 11 月 29 日	同
1997 年 11 月 7 日	同
1998 年 11 月 6 日	同
2000 年 11 月 10 日	同
2001 年 11 月 10 日	同
2002 年 11 月 9 日	同
2004 年 11 月 13 日	同
2007 年 10 月 20 日	同
2008 年 11 月 8 日	同
2010 年 12 月 17 日	同

2 1997 年 11 月 7 日の改訂後は、それ以前の役員が引き続きその任に当たるが、名称は会長を理事長、世話人を評議員、幹事を理事、会計監事を監事とし、任期は 1999 年の評議員会までの 2 年間とする。

3 再任限度の計算起点は 1999 年 11 月とする。

2004 年 11 月 13 日 改訂

(改訂施行後における理事または監事の再任限度の取扱い(第 14 条第 3 項)は次のとおりとする。

- ・施行前日に 3 期 6 年を経過する場合は再任の限度はない
- ・施行前日に 2 期 4 年を経過する場合は更に 1 期 3 年
- ・施行前日に 1 期 2 年を経過する場合は更に 2 期 6 年)



年会費に関する細則

本細則は、日本薬剤疫学会会則第3章 第8条に基づいて、会費を定めるものである。

第1条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 学生会員 5,000 円
- (3) 賛助会員 1口 100,000 円

第2条 会員は、年会費を各会計年度の初めに納入しなければならない。

第3条 会員が会計年度の途中で資格を喪失したときは、既納の会費は返還しない。

附 則

1. 2002年11月9日施行
2. 2011年10月1日改訂(第1条)

名誉会員の選出に関する細則

本細則は、日本薬剤疫学会会則第3章 第9条 第5項に規定する名誉会員の選出方法について定めるものである。

第1条 名誉会員は、正会員の中から候補者が選考され、選出される。

第2条 理事会は、候補者を選考し、選出して、理事長が委嘱する。

第3条 候補者の選考に当たっては、次の基準を参考とする。

- (1) 永年本会会員として本会に尽力している
- (2) 薬剤疫学領域で著名な研究業績を挙げている
- (3) 後進の指導、教育に功績を挙げている
- (4) その他特に本会会員として名誉会員の称号を贈るに相応しいと認められる

附 則

1. 本細則は、2008年11月8日より施行する。(2008年11月8日制定)

役員、その選出方法等に関する細則

本細則は、日本薬剤疫学会会則第4章第11条および第12条に基づいて、役員、その選出方法について定めるものである。

第1条 役員の定数は、会則第11条に定めるとおりであるが、評議員は35名、理事は12名(理事長および副理事長を含む)とする。

第2条 役員の任期は、本会会則第14条に定めるとおりであるが、評議員と理事は、選出後2年目の学術総会会期中に開催する評議員会の直前まで、監事は同評議員会まで、理事長は同評議員会に続く理事会までとする。

第3条 評議員定数の内30名は正会員による選挙により選出し、定数の内5名は理事会の推薦により選出する。

その選挙は以下および別に定める規定に基づき実施する。



- (1) 選挙人および被選挙人
選挙人および被選挙人としての有資格者は、第2条で定める評議員会が開催される年の3月1日現在の正会員とする。

- (2) 選挙方法
選挙は、6名連記の郵送による無記名投票で行い、有効得票数の多い順に当選人とする。

第4条 監事は候補者に対する正会員の無記名信任投票によって選出する。
その選挙は以下および別に定める規定に基づき実施する。

- (1) 候補者
公募または理事会の推薦により決定する。
- (2) 方法
監事候補者2名への信任の有無を郵送による無記名投票で行い、信任数が有効投票数の2分の1以上をもって被信任人とする。

第5条 理事定数12名の内、12名の全てを改選評議員による選挙により選出する。
その選挙は以下および別に定める規定に基づき実施する。

- (1) 選挙人および被選挙人
選挙人および被選挙人としての有資格者は、改選評議員とする。
- (2) 選挙方法
選挙は、4名連記の郵送による無記名投票で行い、有効得票数の多い順に当選人とする。

第6条 理事長は、改選評議員による選挙により選出された理事による理事会において、理事の互選により選出する。

2 副理事長は、理事長が理事の内から指名する。

第7条 評議員および監事の選挙のために選挙管理委員会を設置し、選挙はその管理下に行う。

- 2 選挙管理委員は正会員または学生会員より若干名を選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員は、互選により委員長を選出する。
- 4 選挙管理委員会は、当選人または被信任人への通知および理事会への報告をもって解散する。

附 則

1. 本細則は1998年11月6日より施行する。(1998年11月6日制定,1999年11月13日改訂,2000年11月10日改訂,2001年11月10日改訂,2002年11月9日改訂,2004年11月13日改訂,2010年12月17日改訂,2011年11月5日改訂)

評議員および監事の選挙に関する規定

1. 本規定は、評議員および監事の選挙に関する事項を定めるものである。
2. 選挙管理委員会(以下、委員会という)は、選挙日程(投票締切日、開票日など)、選挙人および被選挙人などを決定し、有資格会員に告知の上選挙を実施する。
3. 投票は郵送による無記名投票とする。会員は、委員会が定める投票用紙(以下、投票用紙という)に評議員に投票する被選挙人6名の氏名を連記するとともに、監事候補者2名への信任の有無を記載する。
4. 投票用紙を有資格会員に送付する際、以下の事項を記載した文書を添付する。
- 1) 選挙人および被選挙人の資格
 - 2) 被選挙人名簿
 - 3) 投票締切日および郵送先
 - 4) 投票の有効性



- 5) その他委員会が必要と認める事項
5. 開票に際して以下の点に留意する。
 - 1) 投票用紙を用いない投票は、無効とする。
 - 2) 郵便の消印が投票締切日を過ぎた投票は、無効とする。
 - 3) 無記名投票ではないと判断される投票は、無効とする。
 - 4) 評議員選挙では、6名を超える記載のある投票は、無効とする。
 - 5) 評議員選挙では、被選挙人氏名の誤記、判読不能の場合は、その部分は無効とする。
 - 6) 評議員選挙では、被選挙人の氏だけの記載の場合は、その部分は無効とする。
 - 7) 評議員選挙では、6名未満の記載のある投票は、その部分を有効とする。
 - 8) 評議員選挙では、同一氏名が重複して記載の場合は、当該氏名を1として数える。
6. 当選人または被信任人の決定は、以下による。
 - 1) 評議員選挙では、有効得票数の多い順に当選人とする。
 - 2) 1)で、当落境界に同数の得票者があり定数を越えるときは、委員会が抽選を行って当選者を決定することができる。
 - 3) 監事選挙では、信任数が有効投票数の2分の1以上をもって被信任人とする。
 - 4) 当選人または被信任人の決定に関して疑義が生じた場合は、その都度委員会において処理する。
7. 開票後、委員会は当選人または被信任人に、当選または被信任の旨を速やかに通知する。また、委員長は理事会に速やかに以下の報告を行う。
 - 1) 投票締切日、開票日時および場所。
 - 2) 評議員選挙および監事選挙ごとの選挙人の総数、有効投票数および無効投票数。
 - 3) 評議員選挙で当選した者の氏名と有効得票数の一覧表。また、本規定 6.2) による抽選を行った場合は、その旨と結果。
 - 4) 監事選挙で信任された者の氏名、信任数および不信任数の一覧表。
 - 5) 本規定 6.4) による処理を行った場合は、その内容と結果。

(1998年10月5日制定,1999年3月23日改訂,2001年6月29日改訂,2002年10月4日改訂)

理事の選挙に関する規定

1. 本規定は、理事の選挙に関する事項を定めるものである。
2. 改選された評議員の選挙により理事を選出する。
 - 1) 改選評議員名簿を被選挙権を持つ者の名簿とし、無記名投票により選挙を行う。
 - 2) 投票は、事前に送付した投票用紙の投票欄に○印を4カ所付け、当学会事務局に郵送することで行う。
3. 開票に際し、以下の点に留意する。
 - 1) 2. で定める投票用紙以外での投票は無効とする。
 - 2) 郵送の消印が投票締切日を過ぎた投票は、無効とする。
 - 3) 無記名投票でないとは判断される投票は、無効とする。
 - 4) 4を超える○印の投票は、無効とする。
 - 5) 3以内の○印の投票は、その部分を有効とする。
 - 6) ○印の判読が不能の場合は、その部分を無効とする。
 - 7) 同一投票欄に重複して○印が付されている場合は、当該欄の○印は1つと数える。



- 8) 投票用紙は、改選評議員による初回の評議員会の席上で、監事の立会の下で開封する。
4. 選出の決定は、以下による。
- 1) 有効○印の多い順に 12 名を選出する。
 - 2) 当落境界に同数の有効○印があり、12 名を超えるときは抽選を行って選出することができる。

附則

1. 1999 年 7 月 19 日施行
2. 2001 年 10 月 19 日改訂
3. 2002 年 10 月 4 日改訂
4. 2011 年 11 月 5 日改訂(4.)